

再発見! あなたのしまね
キャンペーン

貸切バス等による県民の県内移動支援事業

対象期間を
令和3年3月31日までに
再延長しました!!
(R2/12/15現在)

町内会や学校で

バス を使おう!



島根県

手続き

島根県内に本社がある
貸切バス会社・レンタカー会社

旅行代理店

どちらでもOK!

利用者(島根県民)

県内移動の企画

- ★貸切バス利用の場合は、手続きはバス会社等が行います。
- ★レンタルバス利用の場合は、利用者が県に直接申請してください。

最寄りのバス会社などに相談



視察・研修や
練習試合など
バスで県内を
移動したい



島根県が貸切バス運賃の3分の2を
補填しますので、

利用者は
1契約あたり
上限20万円まで
3分の1の負担で
借上げ可能

高速代、駐車場代、消費税額等は補助対象外

対象となる移動

- 県内の異なる市町村を出発・目的地(例:出雲～浜田)とする貸切バスの運行。
(隠岐地区は、同一市町村内の移動でも対象となります。県外が目的地に含まれる場合は対象外です。)
- 県内旅行だけでなく、視察・研修、遠足、冠婚葬祭、各種イベント参加等にもご利用いただけます。
- 利用申込者は島根県民の方に限ります。
- 乗車定員11名以上のバスが対象です。

〈注意事項〉

- 2020年7月1日(水)以降に発生し、2021年3月31日(水)までの帰着分が対象です。
※対象期間については県交通対策課ホームページでお知らせします。
- 原則として、土日祝日を除く利用の3日前に申請書が県に届くよう、早めにご相談ください。

自治会の旅行をはじめ、学校の遠足や部活動、保育所の園外活動、公民館の研修などにご利用いただいています。

是非この機会に、県内各地を訪れていただき、地域の魅力を再発見してください。

お問い合わせ先 島根県交通対策課

0852-22-5099

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/access/bus/kashikiribus_shien.html